

# 育成就労制度の施行に伴う 技能実習の経過措置について



世界をつなぐ。未来をつくる。  
**出入国在留管理庁**  
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 育成就労制度施行後の技能実習の取扱い①

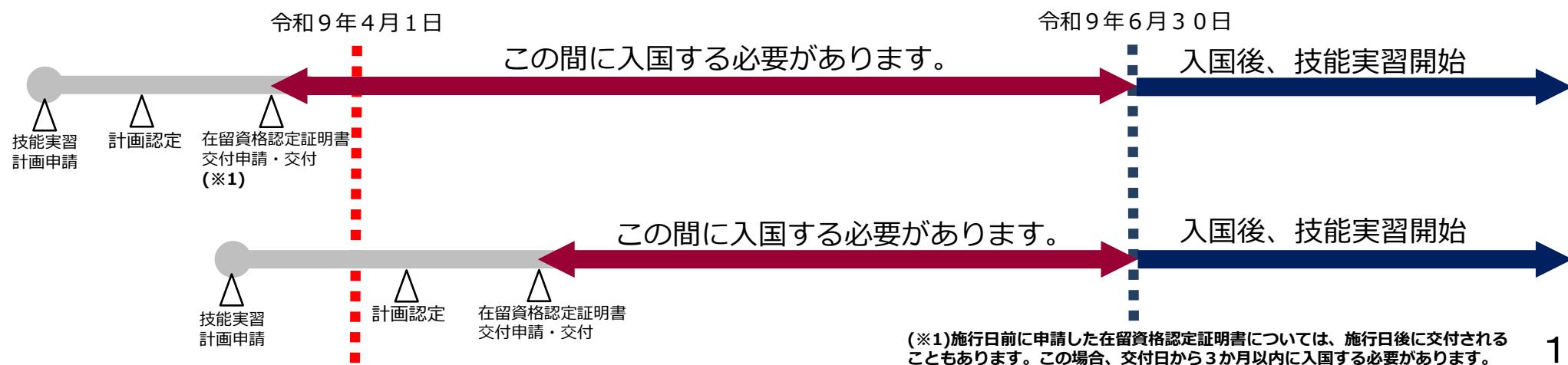
## 引き続き技能実習を行うケース（附則8条1項、9条1項）

- 育成就労法の施行日（令和9年4月1日）より前に認定を受けた技能実習計画に基づき、施行日時点で技能実習を行っている者は、施行日以降も引き続き「技能実習」の在留資格のまま技能実習を行うことができます。



## 施行日以降に技能実習を始めるケース（附則8条4項、9条2項）

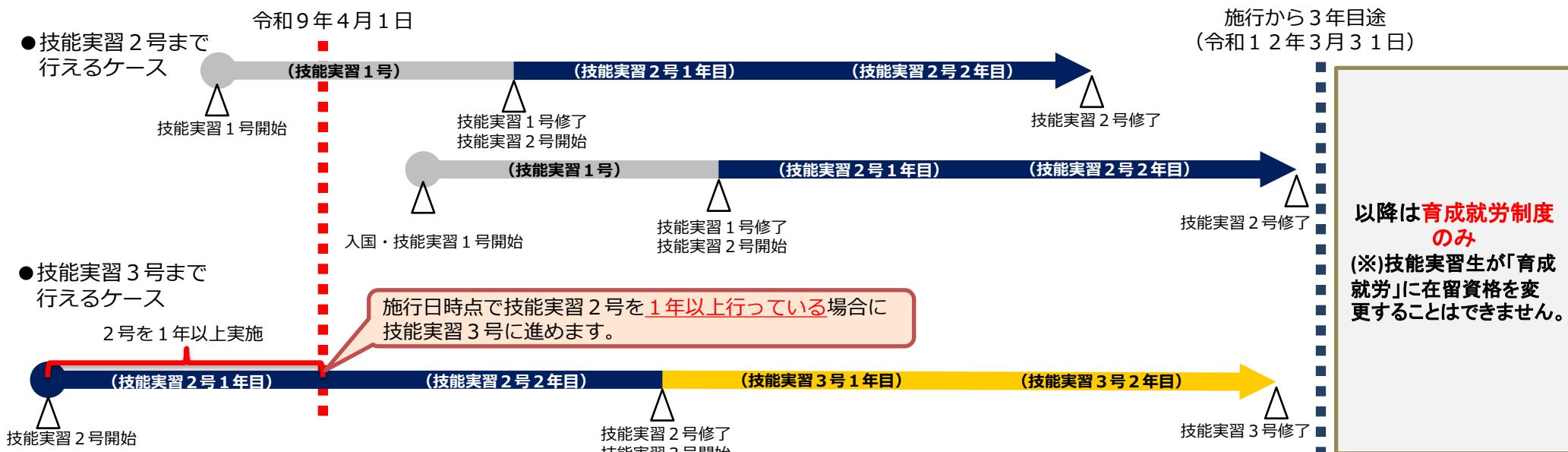
- 施行日より前に技能実習計画の認定と在留資格認定証明書の交付を受けた者は、令和9年6月30日までに入国する必要があります。
- 施行日より前に申請した技能実習計画は、施行日以降に認定される場合があります。この場合、申請する技能実習計画については、実習開始日が令和9年6月30日以前であることが必要であり、原則として同日までに入国する必要があります。なお、施行日以降に技能実習計画の認定申請は行えません。



# 育成就労制度施行後の技能実習の取扱い②

## 次の段階の技能実習への移行について（附則9条3項）

- 施行日以降に技能実習1号を修了した者は、引き続き技能実習2号に進むことができます。
- 施行日以降に技能実習3号に進むためには、施行日時点において技能実習2号を1年以上行っていることが必要です。



## 技能実習計画の変更と実習の中止・再開について（附則9条4項）

- 施行日以降に技能実習計画の変更が必要となった場合は、技能実習計画の変更認定を受けることができ、変更後の技能実習計画に基づき技能実習を行うことができます。

● 病気や怪我等により計画の中止があった場合



# 育成労制度施行後の技能実習の取扱い③

## 在留期間の更新について（附則8条2項2号、8条5項）

- 施行日時点で「技能実習」の在留資格で在留している者及び施行日以降に「技能実習」の在留資格で入国する者は、施行日以降も引き続き、「技能実習」の在留期間の更新を受けることができます。
- また、施行日前に在留期間の更新申請をした者について、施行日後も在留期間の更新の対象となります。

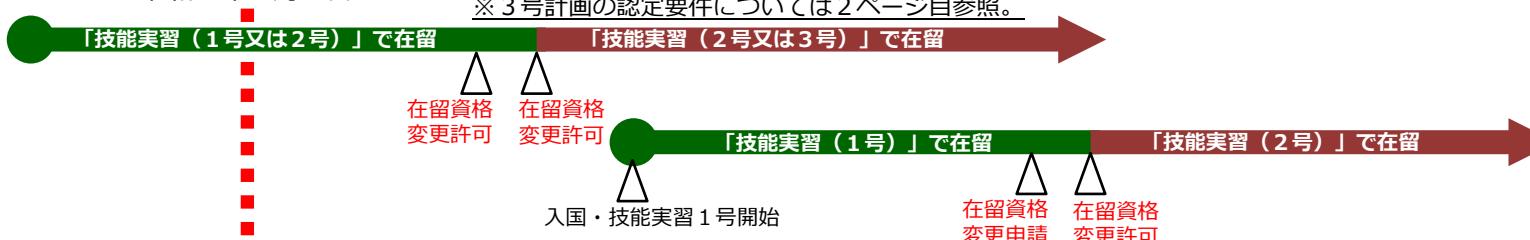
令和9年4月1日



## 在留資格の変更について（附則8条2項1号、8条5項）

- 施行日時点で「技能実習」の在留資格で在留している者及び施行日以降に「技能実習」の在留資格で入国する者は、施行日以降も技能実習1号から2号への、2号から3号への在留資格の変更を受けることができます。なお、施行日以降に「技能実習」以外の在留資格に変更した場合は、「技能実習」への在留資格変更の対象となりません(※3)。
- また、施行日前に在留資格の変更申請をした者について、施行日後も在留資格の変更の対象となります。

令和9年4月1日



(※3)「技能実習」への在留資格変更が認められないケース

この申請については  
許可されません。